

2009年4月30日

弊社刊行書籍の著作権者の皆様へ

同文館出版株式会社

先般来、Google とアメリカ作家組合およびアメリカ出版社協会会員社との和解につきまして、新聞等でもたびたび報じられておりますが、この和解の内容は、日本の著作権者および出版社にも影響が及ぶだけに、皆様は多大の関心と疑問をおもちのことと存じます。そこで、現在当社より著作物を書籍として刊行させていただいております著作権者ならびに著作権管理者の皆様へ、和解内容の概要と当社の考え方をお知らせ申し上げます。

(和解の内容について)

5年前に、Google は、アメリカ国内の主要な大学図書館と提携し、現在までに 700 万部以上の書籍をデジタル化してきています。このデジタル化された書籍は、内容を全文検索できるようなサービスとして、Google から提供されています。これに対して、アメリカ作家組合およびアメリカ出版社協会会員社は、著作権侵害の訴訟を 2004 年秋に起こしました。

最終的には、昨年 10 月に裁判所により和解が成立し、本年 6 月には、裁判所によって、その和解が正式に認められる見通しになりました。その和解の内容の大きなポイントは、著作権者側は 2009 年 1 月 5 日以前に刊行された書籍について Google がデジタル化を継続して今後独占的に「個人や団体への本文オンライン販売」「ページ表示や数行の抜粋表示」などを行うことを認める代わりに、Google 側は、著作権者に以下のことを約束するというものです。

- ① Google 側はこれまで利用した書籍に対して、請求に応じて 1 冊 60 ドルの対価を支払う。
- ② 今後は、Google が運営する「書籍データ利用サービス」全収益の 63% を権利者に分配する。
- ③ 個別の書籍については、和解後、権利者は Google 上のデータベースからデータを削除させることもできる。

(日本に影響を及ぼす理由)

Google と提携した図書館の蔵書には、日本はじめ世界で出版された書籍が多数存在しま

す。これらの書籍は、それぞれの国の著作権法で保護されていますが、現在、日本、アメリカを含むほとんどの国で、著作権に関する国際条約であるベルヌ条約が批准されており、アメリカでも同様に著作権が保護されます。今回の和解は、アメリカ国内で行われたものであり、アメリカで著作権侵害として争われた訴訟に関するものですが、日本の著作権者や出版社も、アメリカでの出版物の権利者と同様に、アメリカの著作権法により保護されている共通の利害関係者となります。

さらに、この訴訟は集団訴訟として扱われたため、訴訟に参加している当事者と利害の共通する関係者には、この訴訟に参加していなくても効力が及ぶこととなります。この集団訴訟という制度は、アメリカ国内の訴訟制度にすぎませんが、著作権をめぐる権利紛争であって国際条約が効力を発揮することによって、日本の著作権者や出版社にも影響が及ぶことになりました。

(権利者のとることができる選択肢)

以上の和解案に対して、権利者がとることができる選択肢は大きく分けて次のように2つあります。

- ① 和解に参加する。
- ② 和解に参加しない。

2009年(本年)5月5日までに何もしなければ、①「和解に参加した」こととなります。逆に②「和解に参加しない」場合には、5月5日までにGoogleに対して申し入れをしなければなりません。

なお、1冊60ドルの「解決金」の受け取りや個別のデータベースからの削除は、①の和解手続きで行うことになり、それぞれ、2010年1月5日、2011年4月5日が請求期限とされています。また和解内容に異議がある場合は、本年5月5日までにアメリカの管轄裁判所に対して、異議申し立てをすることができますが、異議が却下された場合は和解に拘束されることとなります。

②「和解に参加しない」場合は、Googleを著作権侵害で訴えることができますが、各自の費用負担で行なわなければなりません。

(追記) 4月30日の日経新聞朝刊報道によると、Google側は、「和解内容は詳細にわたる。世界中の権利者が十分時間をかけて検討し、適切な内容だと思えるように確実を期したい」ということを理由に、期限である5月5日を60日間延長することを裁判所に申し立て、裁判所は9月4日まで(4ヶ月)の延長を決めたということである。

(当社の対応)

上記の問題について、当社は、次のような対応を考えています。

Googleがデジタル化作業を行った書籍は、当社が刊行した書籍も300点余り含まれているようです。現在さらにその詳細を調査中ですが、デジタル化時代における著作権につ

いては、未知な分野でこれからいろいろな問題が噴出することが、予想されますが、当社としましては、これらの問題について、今後も前向きに取り組んで参る所存です。そのためにも、著作権者と出版社の立場、権利を守るためには、今回の和解案に参加することが必要だと判断致しました。

なお、この和解は Google によるアメリカ国内での利用に限定されており、インターネットによる利用も、アメリカ国内からの利用に限定されます。もし、日本国内から自由に利用できるというものであれば、日本における書籍出版、電子出版に大きな影響が及ぶこととなりますが、現状での影響は限定的なものと考えられます。

しかしながら、Google が展開しているようなネットビジネスは、その進展と変貌が急速であり、今後さらに日本に与える影響等、その推移を注意深く見守り、適宜対応していく必要があると考えます。

(お願い)

ご自身の出版物が Google にスキャンされ、デジタル化されているかを知る方法は、<http://www.googlebooksettlement.com/> にアクセスし、書籍および挿入物について申し立てを行うという一連の手順（実際に申し立てを行わなくても）を踏むことで確認が可能です。

つきましては、著作権者の先生方におかれましても、デジタル化されている場合は、和解内容に合意されるかどうかの判断、および合意した場合に認められている権利を行使すべきかどうかをご検討いただき、適切な対応をされますことをお勧めいたします。

また、今回の件で、何かご不明の点がございましたら、当社の担当編集者までお問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

参考資料

1. Google ブック検索和解のHP: <http://www.googlebooksettlement.com/>
2. Google ブック検索和解に関する通知:
<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/notice.html>